

○市川三郷町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広報いちかわみさと
- (2) 市川三郷町ホームページ
- (3) 封筒
- (4) その他広告媒体*

*(1)～(3)の他に広告を掲載したい媒体がある場合は事前にお問い合わせください。

(掲載の範囲)

第3条 掲載することができる広告は、町民の生活に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は触れるおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (6) 町が広告の対象となるものを推奨しているものと誤解を招く表現のもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (9) 町税等を滞納している者の広告
- (10) その他広告として掲載することが適当でないと町長が認めるもの

(掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載の優先順位(以下「優先順位」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益的法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち公共的性格のある企業で、町内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で町内に事業所等を有するもの

(4) 第1号及び2号に掲げるもの以外の私企業並びに自営業で町外に事業所等を有するもの

(5) その他広告として掲載することが適當であると町長が認めるもの
(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枚数及び掲載位置等については、広告媒体ごとに町長が別に定める。

2 広告の掲載は、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように、十分分配慮して行われなければならない。

(掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(掲載希望者の公募)

第7条 町長は、広報いちかわみさと等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者が公募する広告の枠に満たないときは、第4条各号に規定するものに対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、町長に申し込むものとする。

(審査委員会)

第9条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、市川三郷町広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

3 委員長は、総務課長をもって充て、委員は委員長が指名する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

6 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ回議による審査をすることができる。

7 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(掲載の決定等)

第10条 町長は、第8条の規定による広告の掲載の申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、委員会に意見を求めるものとする。

- 2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、同一広告掲載位置に、優先順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。
- 3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 4 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物等を提出するものとする。
(掲載料の納付)

第11条 広告の掲載料は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 版下原稿及び広告物等の作成経費は、広告主が負担するものとする。
(掲載の取消し)

第13条 町長は、町の行政運営上支障があるとき、又は町長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、若しくは広告の掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(掲載料の還付)

第14条 既納の広告の掲載料は還付しない。ただし、広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告を掲載することができなかった場合は、この限りではない。

(広告媒体所管課等が行う事務)

第15条 広告媒体を所管する課等は、第5条及び第6条に規定する広告の規格、掲載位置、掲載料その他広告の掲載に必要となる事務を行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

広告掲載申込書

年　月　日

市川三郷町長 様

住所

氏名（名称）

電話番号

E-mail

市川三郷町有料広告掲載の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、広告の原稿案等を添えて、次のとおり申し込みます。

1 掲載希望

(1) 広報いちかわみさと 年　月　号から　月間

(2) 市川三郷町ホームページ 年　月　日から　月間
(リンク先 URL)

(3) 封筒 角型2号・長型3号・その他()

(4) その他広告媒体* (具体的に :)

*(1)～(3)他に広告を掲載したい媒体がある場合は事前にお問い合わせください。

2 広告の掲載場所 町が指定した場所*() 枠数()

*掲載場所については、相談の上ご記入ください。

3 添付書類（別添してください）

(1) 広告の原稿案 (2) 広告に関する事業の説明資料

4 掲載料納入方法(番号に○を付けてください) (1) 納付通知書 (2) 口座振替

5 申込みに当たっての承諾事項

(1) 市川三郷町有料広告掲載の取扱いに関する要綱を遵守します。

(2) 私の貴町分町税等納付状況調査に同意します。

*申込者の住所(所在地)が町外の場合は、町民税の納税証明書を添付してください。

様式第2号（第10条関係）

年　　月　　日

様

市川三郷長

印

広告掲載決定通知書

年　　月　　日付けでお申込みをいただきました広告の掲載につきましては、審査の結果、下記のとおり掲載することに決定しましたので、市川三郷町有料広告掲載の取扱いに関する要綱第10条第3項の規定により通知します。

1 広告の種類

2 広告掲載期間

3 広告掲載場所

4 広告掲載料　　金　　円

5 広告掲載料の納付期限　　年　　月　　日までにお支払いください。

■納入通知書の場合

同封の納入通知書により、指定の場所で納付してください。

■口座振替の場合

振込先金融機関名等　山梨みらい農業協同組合　本店

口座種類　普通　　口座番号　　0000028

口座名義　　イチカワミサトチヨウ

6 版下原稿又は広告物等の提出期限　　年　　月　　日

7 その他

【問い合わせ先】

市川三郷町役場総務課

TEL 055-272-1102

様式第3号（第10条関係）

年　　月　　日

様

市川三郷長

印

広告非掲載決定通知書

年　　月　　日付けでお申込みをいただきました広告の掲載につきましては、審査の結果、下記の理由により掲載できないことに決定しましたので、市川三郷町有料広告掲載の取扱いに関する要綱第10条第3項の規定により通知します。

1 広告の種類

2 非掲載の理由

【問い合わせ先】
市川三郷町役場総務課
TEL 055-272-1102